

宝塚市告示 第 57 号

宝塚市立ひらい人権文化センター使用料収納事務を下記のとおり委託したので、地方自治法施行令第158条第2項の規定により告示します。

令和3年(2021年) 4月 1日

宝塚市長 中川 智子



記

- 1 委託事務 宝塚市立ひらい人権文化センター使用料収納事務
- 2 受託者所在地・名称 (1) 宝塚市中野町22番19号
宝塚市人権文化活動推進連絡協議会
代表 浜田 幸一
(2) 宝塚市泉町10番1号
(株)宝塚労働事業団
代表取締役 門脇 有紀路
- 3 委託期間 自 令和3年(2021年) 4月 1日
至 令和5年(2023年) 3月31日